

## 東牟婁振興局健康福祉部串本支所（新宮保健所串本支所）の本所への統合について、県民の皆様のご意見を募集します。

保健師や獣医師をはじめとする人材の確保が年々厳しさを増しており、専門性の高い保健所業務を新宮保健医療圏域で確実に維持していくため、人材を集約し、人材育成、機能強化に取り組んでいく必要が高まっています。

また、東牟婁振興局健康福祉部串本支所は南海トラフ巨大地震の津波浸水想定区域に立地するため、発災時の対応が極めて困難となる懸念があります。発災時に圏域の保健医療福祉調整本部機能を確実に果たすためにも、人材集約により平時における公衆衛生行政機能を強化することが重要です。

そのため、串本支所を東牟婁振興局健康福祉部本所（新宮保健所）に統合したいと考えており、広く県民の皆様からのご意見を募集します。

### 健康福祉部の業務内容

人々が安心して暮らせるよう下記業務を担っています。

医療保健（医療計画、感染症対策、難病対策、母子保健、精神保健、医事薬事各種届出）

福祉（生活保護、母子福祉貸付、DV相談、介護・障害事業者各種届出と運営指導）

衛生環境（食品衛生、環境衛生（旅館・理美容）、産業廃棄物、県立自然公園、動物愛護）

### 統合によるメリット

|            |   |
|------------|---|
| 対応スピードの向上  | 指揮系統が一本化されることで、災害・感染症発生時など緊急時の判断と対応がより迅速になります。                    |
| 災害時対応力の確保  | 津波浸水想定区域からの移転と人員集約により、災害時医療調整をはじめ公衆衛生分野や福祉分野で災害対応にあたる人員を着実に確保します。 |
| 市町村支援機能の強化 | 医師や保健師等医療職をはじめ公衆衛生各分野専門職を集約し専門性を向上させ、市町村への技術的援助機能を強化します。          |

### 統合集約後の串本支所管内利用者の利便性保持について

|                     |   |
|---------------------|---|
| 個別家庭訪問の継続           | 保健師やケースワーカー等による家庭訪問相談は、これまでと変わらず実施します。  |
| サテライトオフィスの設置        | サテライトオフィスを確保し、保健師やケースワーカーをはじめとする職員が、現支所管内での家庭訪問の合い間に滞在し、効率的に巡回や事務、面談を行えるようにします。 |
| 適時出張窓口を設置           | 指定難病医療費助成更新申請時期などは、利便性確保のため、適時会場をお借りして、出張窓口を串本方面に設置します。                         |
| パスポート窓口業務の移管や電子化の促進 | パスポート窓口業務を振興局串本地区駐在（串本町サンゴ台）へ移管し利便性を保持するほか、電子申請の更なる促進を図ります。                     |

## 【東牟婁振興局健康福祉部 所管区域】



東牟婁振興局健康福祉部串本支所（新宮保健所串本支所） 東牟婁郡串本町西向193



東牟婁振興局 健康福祉部（新宮保健所 本所）（※1階及び地階） 新宮市緑ヶ丘2-4-8



1. 意見募集期間 令和8年2月6日（金）～令和8年3月9日（月）まで

## 2. 資料の入手・閲覧方法

（1）和歌山県福祉保健部福祉保健政策局社会福祉課ホームページ

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040100/d00221498.html>

（2）関係機関での閲覧（閲覧時間：月曜日から金曜日の午前9時～午後5時（ただし祝日を除く））

① 県庁情報公開コーナー（県庁本館2階）

② 県庁社会福祉課（県庁北別館1階）

③ 東牟婁振興局健康福祉部、東牟婁振興局健康福祉部串本支所

## 3. ご意見の提出方法

次のいずれかの方法でご提出ください。

（1）郵送による場合

〒640-8585（専用郵便番号のため住所記載不要）

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局社会福祉課あて

（2）ファクシミリによる場合 073-425-6560

（3）電子メールによる場合 e0401001@pref.wakayama.lg.jp

※件名に「東牟婁振興局健康福祉部串本支所（新宮保健所串本支所）の本所への統合に対する意見」と明記してください。

## 4. ご意見の提出に係る留意事項

（1）記載様式は「東牟婁振興局健康福祉部串本支所（新宮保健所串本支所）の本所への統合に対する意見」と明記した任意の様式として、以下の事項を記載してください。

① 住所、②氏名、③電話番号、④ご意見

（法人及び任意団体にあっては、名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地及び電話番号を明記してください。）

（2）ご意見は簡潔かつ明瞭に、日本語で記入してください。

（3）口頭及び電話でのご意見は受付をいたしませんので、ご了承ください。

※様式は上記の必要事項が記載されていれば任意のもので結構ですが、様式例を別添のとおり掲載します。

## 5. ご提出いただいたご意見について

（1）ご意見の概要については、ご意見に対する県の考え方とともに、県ホームページで公表します。（なお、類似するご意見は集約させていただきます。）

（2）ご意見に対する個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

（3）単に賛否を示した意見や趣旨が不明瞭なもの、本案に関係のない意見等については、県の考え方を示すことはいたしません。

（4）郵送によりご提出いただいた書類の返却はいたしません。

（5）ご記入いただいた個人情報については、公表することはありません。また、

今回の意見募集以外の用途に使用することや、第三者に提供することもありません。

## 6. お問い合わせ先

### (1) 統合の内容に関すること

和歌山県東牟婁振興局健康福祉部総務福祉課

- ・電話 0735-21-9610（直通）
- ・ファクシミリ 0735-21-9639
- ・電子メール e1307311@pref.wakayama.lg.jp

### (2) 手続きに関すること

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局社会福祉課

- ・電話 073-441-2471（直通）
- ・ファクシミリ 073-425-6560
- ・電子メール e0401001@pref.wakayama.lg.jp